

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります

▶対象世帯および減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯：全額を免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のア～ウの要件を全て満たす世帯：前年の所得に応じて減免
 - ア. 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - イ. 前年の所得の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ. 減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶対象となる保険税および保険料 令和2年度分および令和3年度分のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定されているもの
 ※ただし、令和2年度分については令和2年度末に資格を取得したことなどにより普通徴収の納期限が令和3年4月以降に到来するものに限りません。

国民健康保険に加入している方

▶申請方法 国民健康保険税減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険税減免申請書
- ①の場合
 - ・死亡診断書または医師の診断書の写し、新型コロナウイルスに感染したことが証明できる書類
- ②の場合
 - ・令和3年1月以降の収入が分かる資料の写し
 - ・令和2年分の確定申告書または源泉徴収票の写し
 - ・廃業などの場合は、それを証明する書類の写し
 - ・退職の場合は、雇用保険受給資格者証の写し

後期高齢者医療に加入している方

▶申請方法 後期高齢者医療保険料減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同課へ申請してください。

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書
- ・収入減少事由に対応した減免を受けようとする理由を証明する書類の写し
- ・収入状況報告書
- ・収入状況報告書の記載内容を証明する書類

▶問い合わせ 国民健康保険については同課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となることから、新しい保険証を7月中にお送りします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。このうち負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月30日(金)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の令和2年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】

①被保険者本人の令和2年中の収入額が383万円未満

②①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の令和2年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 同課医療担当(内線226・227)

新しい国民健康保険被保険者証を発送します

7月31日で有効期限切れとなる国民健康保険被保険者証(70～74歳の方は国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)(保険証)の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。7月2日(金)から順次発送し、31日(土)までに該当世帯にお届けする予定です(郵便都合により到着が遅くなる地域があります)。8月1日以降、医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(青色)を提示してください。また、旧保険証(ピンク色)は各自で処分してください。

加入・喪失の手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金することになります。

▶加入手続きに必要なもの

職場の健康保険をやめたことが分かる証明書

▶喪失手続きに必要なもの

国保と職場の保険証

※いずれの手続きにも、手続きに来られる方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が令和3年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

※有効期限が令和3年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

生活習慣病重症化予防対策事業に基づいた「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を実施しています

市では、国民健康保険に加入されている方を対象に、医療機関受診状況(レセプトデータ)や特定健康診査の結果などから生活習慣病の重症化を予防するために糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施しています。対象者には、6月ごろに案内を発送しています。ぜひご利用ください。

なお、本事業は、県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同で実施しており、株式会社NTTデータ、株式会社NTTネクシアなどに委託し、実施しています。委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などを連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。事業の内容は次のとおりです。

保健指導

▶対象 現在、糖尿病で治療中の方

▶内容 食事や運動など、生活習慣を改善するための相談支援です。かかりつけ医と相談の上、ぜひご参加ください。

受診案内

▶対象 糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方

▶内容 医療機関への受診案内を送付しています。案内が届いた方は、医療機関へ受診をお願いします。

保健指導継続プログラム

▶対象 平成30年度、令和元年度、令和2年度に本事業の6カ月間の保健指導プログラムを修了された方

▶内容 引き続き生活改善の相談支援を実施します。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)